

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱

昭和61年9月8日

江建建発第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区細街路拡幅整備要綱（昭和61年9月8日江建建発第68号）に基づき施工する拡幅整備に伴う後退用地等内の障害物の除却及び移設（以下「移設等」という。）並びに後退用地等の寄附又は無償使用承諾に伴う測量分筆等（以下単に「測量分筆等」という。）に要する費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、江東区細街路拡幅整備要綱第7条の規定に基づき細街路の拡幅整備を申請した者とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成対象経費は、細街路の拡幅整備に伴う後退用地等の障害物の移設等の工事に要する費用並びに後退用地等の寄附及び無償使用承諾に伴う測量分筆等に要する費用とし、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、移設等に要する費用については、助成対象としない。

(1) 江東区ブロック塀等撤去助成金交付要綱（平成31年4月1日31江都調第462号）に基づき、後退用地等内の障害物の除却に係る助成金の交付を受けようとするとき。

(2) 江東区細街路拡幅整備要綱に基づく拡幅整備を行おうとする場合において、建築物の新築又は解体を伴うとき。

(3) 前号に該当しない場合で、江東区細街路拡幅整備要綱に基づく拡幅整備を行おうとする場合において、当該建築物の敷地に表示登記日から5年を経過しない建築物が存するとき。

3 助成金の額は、別表に掲げる作業種別及び工事内容に応じ、同表助成金額の欄に規定する額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

4 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる費用のうち、次の各号のいずれかに該当する費用については、助成対象としない。

- (1) 申請者本人が負担した費用であることが明らかでないもの
- (2) 移設等に要する費用の助成金を申請しようとする者（以下「移設等の申請者」という。）が、次条の規定に基づく障害物の確認を受ける前に行った移設等に要した費用

（障害物除却及び移設の確認）

第4条 移設等の申請者は、移設等工事に着手する前に、あらかじめ江東区細街路拡幅整備に伴う障害物移設等確認申出書（別記第1号様式）に移設等工事前の写真（後退用地等を3方向から撮影したもので、その全景が分かるもの）その他区長が必要と認める書類を添えて区長に提出し、移設等をする障害物の確認を受けなければならない。

（障害物除却及び移設工事完了報告）

第5条 移設等の申請者は、障害物の移設等工事が完了したときは、速やかに江東区細街路拡幅整備に伴う障害物移設等工事完了報告書（別記第2号様式）に移設等工事完了後の写真（後退用地等を3方向から撮影したもので、その全景が分かるもの）その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- 2 移設等の申請者は、障害物の移設等工事を行ったときは、前項の規定による報告のほか、障害物の移設等工事に伴い生じる法令上必要な手続を適切に行わなければならない。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江東区細街路拡幅整備要綱に基づく拡幅整備が完了したときは、速やかに江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付申請書（別記第3号様式）に次の書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 申請者が契約者である契約書の写し又は契約内容を記載した書面であつて、区長が認めるもの
- (2) 申請者宛ての領収書の写し
- (3) 障害物の移設等工事又は測量分筆等の完了後の写真（後退用地等を3方向から撮影したもので、その全景が分かるもの）
- (4) 障害物の移設等工事又は測量分筆等に係る図面等の成果物

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び現場調査を行い、適当と認めるときは江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により、不適当と認めるときは江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付申請却下通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。
(助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付請求書（別記第6号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の請求を受けたときは、当該助成決定者に対し、速やかに助成金を交付する。
(交付決定の取消し)

第9条 区長は、助成決定者又は第7条の規定による交付決定を受けた拡幅整備部分の関係権利者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 故意又は重大な過失により、拡幅整備により施工した道路を破損したとき。
 - (3) 江東区細街路拡幅整備要綱第13条の規定による拡幅整備部分の管理等を怠ったとき。
 - (4) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他の法令に違反したとき。
 - (5) 前条第1項の規定による請求が交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに行われなかったとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付決定取消通知書（別記第7

号様式)により、助成決定者に通知する。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）に定めるところによる。

(権利譲渡の禁止)

第11条 助成決定者は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修

正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

作業種別		工事内容	助成金額
移設等	排水設備	敷地内の汚水ますの設置	1か所当たり 50,000円
	移設等	敷地内の配水管の敷設	1か所当たり 14,000円
	水道施設 移設等	既設の水道管を敷設替え又は切り回しする工事及びメーター等を移設する工事で東京都水道局及び東京都水道局指定工事店が施工するもの	水道施設利用者が負担すべきとされる費用相当額
	ガス施設 移設等	既設のガスパ管を敷設替え又は切り回しする工事及びメーター等を移設する工事で東京ガス株式会社が施工するもの	ガス施設利用者が負担すべきとされる費用相当額
	樹木の移設等	幹回り35cm未満の樹木	1本当たり 10,000円
		幹回り35cm以上の樹木	1本当たり 31,000円
	既存塀の撤去等	後退用地内のコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、金属製フェンス等の基礎部分等の取壊し工事	1m当たり 8,000円
	フェンスの設置等	既存塀に代わるフェンス等の後退位置への設置	1m当たり 8,000円
	既存土間の撤去等	後退用地内のコンクリート土間等の撤去（運搬、処分共）	1m ² 当たり 20,000円
	土間の新設	コンクリート土間等の新設	1m ² 当たり 20,000円

	設等		
	その他の工事	拡幅整備のため区長が必要と認めた工事	1 m当たり 8,000円
測 量 分 筆 等	資料調査	公簿類	1 筆当たり 1,000円
		地図類	1 枚当たり 1,000円
		図面類	1 筆当たり 2,200円
		疎明書面	1 件当たり 4,400円
		事前調査	1 件当たり 32,000円
	現地調査	多角測量	1 点当たり 18,900円
		復元測量	1 点当たり 12,200円
		画地調整	1 区画当たり 22,800円
			1 加算区画当たり 15,100円
	立会確認	細街路整備	1 点当たり 10,000円
		境界画定	1 点当たり 85,000円
	面積測量		1 件当たり 50,000円
	境界標設置	境界点測設	1 点当たり 10,000円
		境界標埋設	1 点当たり 11,000円
	申請手続	分筆登記	1 件当たり 22,000円
		筆数加算	1 筆当たり 4,800円
		合筆登記	1 件当たり 10,000円
		筆数加算	1 筆当たり 1,100円
	特殊業務	隣地所有者への承諾書等の取付代行	1 件当たり 20,000円
		無償使用承諾及び寄附手続	1 件当たり 36,000円
		確定図作成	1 件当たり 50,000円
		その他区長が特に必要と認	1 件当たり 50,000円

	める作業	
--	------	--

備考 助成金額は、交付限度額とし、交付限度額を超える費用は自己負担となります。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

江東区細街路拡幅整備に伴う障害物移設等確認申出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 ()

江東区細街路拡幅整備要綱第 5 条の規定に基づき現場立会いの申込みを行った下記の土地について、拡幅整備に伴う障害物の移設等工事を行いたいので、下記の障害物について江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱第 4 条の規定に基づく確認をされるよう申し上げます。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区 _____

住居表示 江東区 _____

2 障害物の内容

排水設備 水道設備 ガス設備 樹木 塀等

その他 ()

3 添付書類

移設等工事前の写真（後退用地等を 3 方向から撮影したもので、その全景が分かるもの）

別記第2号様式（第5条関係）

江東区細街路拡幅整備に伴う障害物移設等工事完了報告書

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金の交付に係る障害物の移設等を完了しましたので、
下記のとおり報告します。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区 _____
住居表示 江東区 _____

2 完了年月日 年 月 日

3 障害物の内容

排水設備 水道設備 ガス設備 樹木 塀等
その他 ()

4 添付書類

移設等工事後の写真（後退用地等を3方向から撮影したもので、その全景が分かるもの）

別記第3号様式（第6条関係）

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 ()

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区 _____
住居表示 江東区 _____

2 完了年月日 年 月 日

3 作業種別

障害物の除却及び移設工事
境界確定及び測量分筆等

4 添付書類

- (1) 申請者が契約者である契約書の写し又は契約内容を記載した書面であって、区長が認めるもの
- (2) 申請者宛ての領収書の写し
- (3) 障害物の移設等工事又は測量分筆等の完了後の写真(後退用地等を3方向から撮影したもので、その全景が分かるもの)
- (4) 障害物の移設等工事又は測量分筆等に係る図面等の成果物
- (5) その他 ()

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

江東区長 印

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付申請について、江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区
住居表示 江東区

2 交付決定額

円

別記第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

江東区長 印

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付申請について、下記のとおり申請
を却下します。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区
住居表示 江東区

2 却下の理由

別記第6号様式(第8条関係)

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付請求書

年 月 日

江東区長 殿

請求者 住所

氏名 印

電話 ()

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱第8条の規定に基づき、上記のとおり請求いたします。

別記第 7 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

江東区長 印

江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定した江東区細街路拡幅整備に伴う助成金については、江東区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消しますので、通知します。

記

- 1 位置
- 土地の地名地番

江東区
- 住居表示

江東区
- 2 取消しの理由